

四日市市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市条例第10号

四日市市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

四日市市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和62年四日市市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（降任、免職及び休職の手続）</p> <p>第3条 法第28条第1項第1号の規定により職員を降任させ、又は免職することができる場合は、<u>法第23条の2第1項の規定による人事評価の結果その他職員の勤務の状況を示す事実に基づき、勤務実績の不良なことが明らか</u>な場合とする。</p> <p>2から7まで （略）</p>	<p>（降任、免職及び休職の手続）</p> <p>第3条 法第28条第1項第1号の規定により職員を降任させ、又は免職することができる場合は、<u>法第40条第1項の規定による勤務成績の評定の結果その他職員の勤務実績を判断するに足ると認められる事実に基づき、勤務実績の不良なことが明らか</u>な場合とする。</p> <p>。 </p> <p>2から7まで （略）</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（総務部人事課）